

韓国知的財産ニュース 2026 年 7 月前期

(No. 557)

発行年月日：2026 年 7 月 13 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★★目次★★★★

このニュースは、7 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】知識財産処告示第 2026-181 号(「知識財産処およびその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告)
- 1-2 【法案提出】特許法一部改正法律案(議案番号:2219787)
- 1-3 【法案提出】デザイン保護法一部改正法案(議案番号 2219965)

関係機関の動き

- 2-1 これからは特許で収益を上げる時代へ…韓国知識財産処、知的財産(IP)の収益化エコシステムの構築を加速
- 2-2 韓国知識財産処、初期投資業界との知的財産教育における連携を強化
- 2-3 『K センサー』技術の主導権確保に向け、産・官・学が連携
- 2-4 特許ビッグデータを活用し、人工知能・宇宙・バイオなどの未来の成長戦略を模索
- 2-5 半導体製造装置・部品の技術・特許審査情報を一目で把握
- 2-6 韓国知識財産処、地域資源の権利化により原産地誤認行為を防止する
- 2-7 韓国知識財産処、知的財産に基づく国際的な包摂的成長の解決策を提示
- 2-8 地域経済を活性化させる「地域の知的財産」の成功の秘訣を公開
- 2-9 K-知的財産行政、国際社会の注目を集める
- 2-10 K-イノベーション企業、知的財産で世界を魅了する

模倣品関連および知的財産権紛争

今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 中国、商標法を全面改正…悪意のある商標の先取りに対する規制を強化
- 4-2 AIを活用したクリエイティブデザインのガイダンスを刊行…企業・デザイナーに

よる実務での活用に期待

その他一般

- 5-1 韓国知識財産処は、AI モデルの蒸留に関するガイドラインを作成するために、不正競争防止法の改正手続きに着手したことはありません

法律、制度関連

1-1 【立法予告】知識財産処告示第 2026-181 号(「知識財産処およびその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告)

電子官報(2026.7.1.)

●知識財産処公告 第 2026-181 号

「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告にあたり、その理由及び主な内容を国民に事前に周知し、これに対する意見を聴取するため、「行政手続法」第 41 条に基づき、次のように公告します。

2026 年 7 月 1 日

知識財産処長官

「知識財産処及びその所属機関の職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主な内容

知識財産処の監査機能を強化するために必要な人員 2 名(6 級 2 名)を増員する内容として、「知識財産処及びその所属機関の職制」が改正(大統領令第 00000 号、2026 年 0 月 0 日公布・施行)されたことに伴い、変更される事項を反映しようとするものである。

2. 意見の提出

本改正案について意見のある機関・団体又は個人は、2026 年 7 月 8 日までに国民参加立法センター(<https://opinion.lawmaking.go.kr>)にてオンラインで意見を提出するか、以下の事項を記載した意見書を知識財産処長(宛先:革新行政担当官)に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対の意見(反対の場合は理由を明記)

ロ. 氏名(機関・団体の場合は機関・団体名及び代表者名)、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項など

※ 意見の提出先

- 一般郵便: Building 4 , Government Complex - Daejeon, 189, Cheongsu-ro, Seo-gu, Daejeon,

Republic of Korea (Postal code: 35208) 지식재산처 혁신행정담당관실

- 電子メール: gusgkr223@korea.kr

- FAX: 042-472-3504

3. その他の事項

改正案に関する詳細については、知識財産処のホームページ(<https://www.moip.go.kr>)の「冊子・統計 > 法令及び条約 > 立法予告」をご参照いただくか、知識財産処革新行政担当官室(電話 042-481-5054)までお問い合わせください。

1-2 【法案提出】特許法一部改正法律案(議案番号:2219787)

議員立法(2026.7.7.)

議案番号:2219787

提案日:2026年7月7日

提案者:チョン・ジンウク議員、他11人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許権及び専用実施権などの侵害行為による技術の奪取を防止するため、「損害賠償制度」を設けており、故意性が認められる場合には、損害と認められる金額の 5 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる「懲罰的損害賠償制度」も規定している。

しかし、現実には、特許侵害訴訟における損害賠償額の中央値が 3,000 万ウォンに過ぎないなど、特許侵害を受けた当事者が勝訴しても、実質的な被害回復が十分に図られていないのが実情である。その原因の一つとして、特許等の侵害に対する正確な損害額の算定が困難である点が挙げられており、これを改善する必要がある。

そこで、法院(裁判所)が必要と認める場合には、損害額の算定に必要な鑑定を専門機関に囑託できるようにすることで、損害額の推定を合理的に導き出し、特許権および専用実施権などの侵害行為を防止し、正当な権利者を保護しようとするものである(案 第 128 条)。

法律第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第 128 条第 8 項及び第 9 項をそれぞれ第 9 項及び第 10 項とし、同条に第 8 項を次のように新設するとともに、同条第 9 項(従前の第 8 項)のうち「第 7 項まで」を「第 8 項まで」とし、同条第 10 項(従前の第 9 項)の各号以外の部分中の「第 8 項」を「第 9 項」とする。

⑧ 法院(裁判所)は、必要があると認める場合、当事者の申立てまたは職権により、第 1 項から第 7 項までの規定に基づく損害額の算定に必要な鑑定を、大統領令で定める方法に従い、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第 35 条に基づく技術評価機関または「発明振興法」第 28 条に基づく発明等の評価機関など、大統領令で定める評価機関に委託することができる。この場合、その性質に反しない限り、鑑定に関する「民事訴訟法」の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して 6 か月を経過した日から施行する。

1-3 【法案提出】デザイン保護法一部改正法案(議案番号 2219965)

議員立法(2026.7.15.)

デザイン保護法一部改正法案

議案番号:2219965

提案日:2026年7月15日

提案者:オ・セヒ議員、他14人

提案理由及び主要内容

現行法は、デザイン(意匠)の保護及び利用を図り、デザインの創作を奨励し、産業の発展に寄与することを目的として制定された法律であり、権利侵害禁止請求権及び権利侵害時の損害賠償請求権など、デザイン権に関連する権利者の利益保護及び権利救済に関する事項を規定している。

しかし、最近、オンラインプラットフォームを通じた電子商取引が急激に拡大するにつれ、デザインを模倣・偽造した商品の流通が増加しており、オンライン環境におけるデザイン権侵害をより体

系的かつ効果的に防止できる方策を早急に講じる必要があるとの意見がある。

これを受け、知識財産処長は、デザイン権及び専用実施権の侵害行為に対するモニタリングを実施できるようにするとともに、モニタリング情報の体系的な管理のための情報システムの構築・運営、知識財産処長の措置要請が履行されない場合の過料賦課の根拠を設けることにより、デザイン権及び専用実施権の侵害行為を防止して権利者の利益を保護し、現行制度の実効性を高めることを目的としている（案第 118 条の 2 及び第 118 条の 3 の新設など）。

法律第 号

デザイン保護法一部改正法案

デザイン(意匠)保護法の一部を次のように改正する。

第2条に第8号を次のように新設する。

8. 「オンラインサービス提供者」とは、情報通信網(「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号に規定する情報通信網をいう)を通じて、商品の譲渡、引渡し、または譲渡・引渡しを目的とした展示等に関する情報を提供し、あるいは商品を取引できるように仮想空間等の電子的システムを提供または運営する者をいう。

第6章に第118条の2及び第118条の3をそれぞれ次のように新設する。

第118条の2(デザイン権・専用実施権の侵害行為のモニタリング)① 知識財産処長は、「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条に基づくオンラインサービス提供者が運営するサイバーモール(コンピュータ等及び情報通信設備を利用して商品を取引できるよう設定された仮想の営業所をいう)における商品取引において、デザイン権または専用実施権の侵害行為が発生しているか否かを確認するため、モニタリングを実施することができる。

② 知識財産処長は、第1項に基づくモニタリングの結果、デザイン権又は専用実施権の侵害行為があると認める場合、オンラインサービス提供者に対し、当該商品に関する情報の削除、アクセス経路の遮断等の必要な措置を要請することができる。この場合、要請を受けた者は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。

第118条の3(情報システムの構築・運営等) ① 知識財産処長は、第118条の2第1項に基づくモニタリング結果を体系的に管理し、デザイン権及び専用実施権の侵害行為の防止等に効率的に活用するため、情報システムを構築・運営することができる。

② 特別司法警察官(「司法警察官の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号の2に基づき指名された公務員をいう)は、その職務を遂行する上で必要と認める場合、第1項に基づく情報システムを利用することができる。

③ 第1項に基づく情報システムの構築・運営、第2項に基づく特別司法警察官による情報システムの利用手続き・範囲などに必要な事項は、大統領令で定める。

第229条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項とし、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項(従前の第2項)中の「第1項に」を「第1項及び第2項に」とする。

① 第118条の2第2項に違反し、正当な事由なく措置の要請に従わなかった者には、500万ウォン以下の過料を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6か月を経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 これからは特許で収益を上げる時代へ…韓国知識財産処、知的財産(IP)の収益化エコシステムの構築を加速

韓国知識財産処(2026.7.1.)

- IP 収益化市場の活性化に向けた投資・金融および制度改善策を議論 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月1日(水)15時30分、グランド・インターコンチネンタル・ソウル・パルナス(ソウル市江南区)にて、ID 社など9社の知的財産(IP)収益化専門企業、韓国電子通信研究院(ETRI)、延世(ヨンセ)大学技術研究持株会社などと共に「IP 収益化専門企業政策懇談会」を開催したと明らかにした。

韓国は、世界第4位の特許創出能力を長期間維持しているにもかかわらず、相当数の優良特許が取引・ライセンス契約などにつながらないまま埋もれてしまっているのが実情である。一方、海外では、特許を買収・活用し、訴訟やライセンスビジネスなどで新たな収益を創出するIP 収益化市場が急成長を見せている。

これを受け、韓国知識財産処は、特許を単なる保有にとどまる権利ではなく、経済的資産として活用できる基盤を整備するとともに、有望な特許の発掘・活用から投資・収益化に至るまでを繋ぐ、民間主導のIP 収益化エコシステムの構築に注力している。

この日の懇談会は、①IP 収益化に向けた金融・投資支援の拡大 ②有望特許の発掘および収益化への連携 ③標準必須特許の創出および活用 ④関連規制・制度の改善など、業界や現場からの多様な提言に耳を傾け、韓国知識財産処の政策方針を説明する場として設けられた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「IP 収益化市場は、製造設備を必要とせず、少ない投資で高付加価値の創出が可能であるという点で、韓国が持つ特許資産の強みを最大化できる巨大市場

だ」とし、「潜在力を備えた特許が実際の収益と産業競争力の向上につながるよう、IP 収益化市場の活性化に取り組んでいく」と述べた。

2-2 韓国知識財産処、初期投資業界との知的財産教育における連携を強化

韓国知識財産処 (2026.7.1.)

- 国際知識財産研修院・初期投資アクセラレーター協会による知的財産教育協力懇談会を開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)国際知識財産研修院は、初期投資アクセラレーター協会とともに、7月1日(水)14時、大田テクノパーク・ディステーション(大田市中区)のアクセラレーター教育院にて、知的財産(IP)教育協力のための懇談会を開催する。

今回の懇談会は、6月23日(火)～24日(水)に国際知識財産研修院で実施された「ベンチャー投資家向け IP 投資実務教育」の成果を検証し、今後、初期投資業界との持続的な教育協力および拡大策を議論するために設けられた。

先行して実施された教育は、アクセラレーターなどの初期投資家を対象に、投資前のデューデリジェンスからエグジットに至るまで、ベンチャー投資の全ての過程で必要な知的財産の実務専門性を高めることに重点を置いて運営され、ベンチャー投資企業、技術持株会社、地域別創造経済革新センターなど、約30の創業投資機関の従事者が参加した。

懇談会では、初期投資業界の関係者の現場の意見を聴取し、投資家が実際の投資検討過程で必要とする知的財産教育の需要を具体的に把握する予定だ。また、両機関は今後、ベンチャーキャピタリスト対象の知的財産教育の定例化、実務型教育課程の高度化、初期投資エコシステムと連携した教育協力策などについて議論する。

国際知識財産研修院は、今回の懇談会を契機に、初期投資業界とのコミュニケーションを強化し、技術基盤を持つスタートアップ企業の成長可能性を正確に評価できる知的財産における専門教育を継続的に拡大していく計画だ。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「今回の懇談会は、IP 投資実務教育の成果を現場で点検し、初期投資業界が実際に必要とする教育の方向性を共に設計する場である」とし、「国際知識財産研修院は今後も、投資家が優れた技術企業を発掘し、投資リスクを低減できるよう、実務中心の IP 教育協力を拡大していく」と述べた。

2-3 『K センサー』技術の主導権確保に向け、産・官・学が連携

韓国知識財産処 (2026.7.3.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7 月 3 日(金)15 時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)において、センサー技術の競争力強化と高品質な特許審査の基盤構築に向け、韓国センサー産業協会および韓国センサー学会と三者間で業務協定(MOU)を締結したと発表した。

今回の協定は、国際的な技術覇権争いの中核である先端センサー分野において、産・官・学の有機的な協力体制を強固にし、「K-センサー」の知的財産(IP)競争力を根本的に強化するために推進された。

今後、3 機関は現場中心の産・官・学協力体制を構築し、K-センサーの競争力を支えていく計画だ。そのために、韓国センサー産業協会の「スマートセンサー・コリア」(2026 年 7 月 8 日(水)開幕)や韓国センサー学会の春・秋季学術大会など、各機関の専門的な交流の場を積極的に活用する予定であり、来年からは共同技術発表会やスタートアップ企業を対象とした特許相談など、実質的な支援・参加活動を本格化させる予定だ。

韓国知識財産処のチョ・ヨンギル機械金属審査局長は、「センサー技術は第 4 次産業革命の中核であり、産業の柱である」とし、「今回の協定が、韓国のセンサー企業が特許という強力な武器を手に世界舞台へと進出するための確かな支えとなるよう、最善を尽くす」と述べた。

2-4 特許ビッグデータを活用し、人工知能・宇宙・バイオなどの未来の成長戦略を模索

韓国知識財産処 (2026.7.6.)

- 韓国知識財産処、人工知能(AI)開発戦略・宇宙融合技術開発・ブロックバスター医薬品市場戦略など

－ 各省庁の連携による R&D 13 課題の特許分析に着手 －

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、AI、宇宙、バイオなど、未来の成長動力分野における技術競争力の確保と国家 R&D 戦略の策定を支援するため、「2026 年特許ビッグデータに基づく産業革新支援事業(以下『産業革新支援事業』)」を推進すると発表した。

産業革新支援事業は、国の重要な先端産業などの技術分野を対象に、特許ビッグデータを分析して技術開発の動向や競争構図を診断し、R&D 戦略の策定を支援する事業である。R&D を担当する政府省庁や専門機関のニーズに基づき、オーダーメイド型の特許分析を提供し、R&D 戦略および段階別の実施計画の策定に活用されている。今年は、国際的な技術覇権争いが激化している AI・宇宙・バイオなどの分野を中心に、将来の成長原動力の確保に向けた特許分析を重点的に推進する。

AI 分野では、米国の主要 AI 企業が参加する SAIL 連合*の AI ファウンデーションモデル関連特許を分析する。これにより、韓国が技術的に従属するリスクのある技術を把握し、多様な観点から潜在的な脅威要因を先制的に発掘する予定である。また、実用 AI 技術分野のサプライチェーン全般において、主要国および企業の技術競争力と中核特許の動向を分析し、有望な技術および R&D の方向性を導き出す計画である。

*SAIL (Shared AIC License Foundation) : Anthropic、MS、Meta、IBM など、米国の主要 AI 企業を中心に、非営利の AI ファウンデーションモデル特許プール連合が発足(2026.4.8.)

宇宙分野では、宇宙産業とロボット、AI、半導体などの先端技術が融合する技術領域を対象に特許分析を行う。併せて、宇宙環境におけるバイオ医薬品および食品の開発戦略を分析し、将来の宇宙経済時代に必要となる中核技術と R&D の方向性を提示する予定だ。

バイオ分野では、今後特許満了が予定されている国際的なブロックバスター医薬品および GLP-1 肥満治療薬の中核特許群を集中的に分析する。この分析を基に、韓国の製薬・バイオ企業のバイオシミラー開発戦略の策定を支援する計画だ。

これとともに、地域の主力産業の競争力強化に向けた特許分析も推進する。大邱(テグ)広域市の自律製造ロボット、釜山(プサン)広域市の SDV*(ソフトウェア中心自動車)を基盤とした自動

運転の中核部品、全北特別自治道の再生可能エネルギー産業(水上型太陽光発電、RE100)などを対象に特許分析を行い、地域に合わせた研究開発戦略の策定と新産業の育成を支援する計画だ。

* SDV(Software Defined Vehicle):ソフトウェアでハードウェアを制御・管理する自動車

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「特許ビッグデータは、技術開発の流れと産業の未来を示す中核的な情報だ」とし、「AI・宇宙・バイオなど、国家の将来の成長動力となる分野に対する特許分析を展開することで、韓国が国際的な技術競争で優位性を確保できるよう、国家の R&D 政策の策定を積極的に支援していく」と述べた。

一方、韓国知識財産処は 12 月までに特許分析を完了した後、その結果を需要機関に提供し、特許ビッグデータポータル*を活用して分析結果を公開する予定だ。

* <https://biz.kista.re.kr/pbcenter>

2-5 半導体製造装置・部品の技術・特許審査情報を一目で把握

韓国知識財産処(2026.7.6.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 5 日、半導体分野の特許審査の専門性と産業界の特許競争力を強化するため、「半導体製造装置・部品解説集 前工程編」を発行し、ウェブサイトなどのデジタル形式で配布すると発表した。

半導体製造工程は前工程*と後工程**構成されるが、解説集は半導体前工程の中核となる 8 大単位工程である①クリーニング(Cleaning)②拡散(Diffusion)③化学気相成長(CVD)④物理気相成長(PVD)⑤化学機械的平坦化(CMP)⑥露光(Photo)⑦エッチング(Etching)⑧イオン注入(IMP)を中心に構成されており、各工程で使用される主要な製造装置と中核部品を一目で理解できるよう体系的に整理した。

* 前工程(Front-End Process):シリコンウェハー上に微細回路を形成して集積回路(IC)を作る工程で、半導体の性能と歩留まりを決定する中核工程

** 後工程(Back-End Process):前工程を活用して製造されたウェーハを個別のチップに分離し、パッケージングおよび最終検査を行い、半導体製品を完成させるプロセス

解説集は、民間で豊富な実務経験(平均 28 年以上)を持つ半導体専門審査官が直接執筆に参加し、産業現場の技術的専門性と特許審査過程で蓄積された審査のノウハウを融合させて制作された。同解説書は、主要な装置や部品の形状(写真)、機能、特許分類(CPC、F-term)、審査時の留意事項、主要な国内外の関連企業情報を併せて収録し、審査および特許戦略の策定に直接活用できるよう構成されているのが特徴である。

韓国知識財産処のキム・ヒテ半導体審査推進団長は、「半導体プロセスの微細化・先端化が加速するにつれ、製造装置と中核部品の技術競争力が、国家の半導体産業の競争力を決定する重要な要因として浮上している」とし、「解説集が特許審査官の専門性向上と審査品質の向上に寄与し、中小・中堅企業の研究開発や特許戦略の策定に有用な指針となることを期待する」と述べた。

一方、解説集は知識財産処のウェブサイト*からダウンロード可能であり、今後「半導体製造装置・部品解説集 後工程編」も追加で発刊する計画だ。

* ウェブサイト(moip.go.kr) > 冊子・統計 > 刊行物 > その他の刊行物

2-6 韓国知識財産処、地域資源の権利化により原産地誤認行為を防止する

韓国知識財産処 (2026.7.7.)

- 地域資源の権利化に向けた「地域資源の知的財産(IP)保護支援事業」の募集(～7月21日)
- 韓国の商標紛争から海外での商標の無断先取りまで、包括的な紛争予防効果が期待される

2001 年、米国市場で淳昌(スンチャン)コチュジャンを販売しようとした韓国企業 A 社は、現地で淳昌(スンチャン)コチュジャンを商標登録していた外国企業との訴訟で最終的に勝訴したものの、約 4 年の時間と 200 万ドルの訴訟費用を費やすこととなった。

韓国を代表する特産品である横城(フエンソン)韓牛も、現地で中国人の仲介業者によって無断で商標登録されてしまった。現地市場への進出を目指していた韓牛農家たちは、仲介業者から権利譲渡の条件として 1,000 万ウォン余りを要求されることもあった。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、地域資源に関する韓国国内外での原産地誤認を招く行為を防止するため、「地域資源の知的財産(IP)保護支援事業」を策定し、7月21日(火)まで申請を受け付けると発表した。

済州みかん・鬱陵(ウルルン)島のアザミなどの地域資源は、地域の歴史・文化および地理的特性を表す資源であり、その他地域や海外で無断使用された場合、地域資源の価値が損なわれるのはもちろん、経済的被害につながる恐れがある。また、韓流ブームに後押しされ K-ブランドの地位が高まる中、韓国の地域資源の商標を無断で先取りする事例も増加している。今回のイベントは、地域資源の地理的特性や地域との因果関係などを分析し、韓国だけでなく海外まで一括して権利化を支援することで、地域の組合法人が今後紛争に巻き込まれることなく経済活動に集中できるよう支援することが柱である。

さらに、積極行政の一環として地方自治体が主導し、地域資源の原産地・品質などを管理できる基盤を整備するという点で、地域組合法人の商標管理負担を軽減できると期待される。

具体的には、①地域資源の自然的・人的要素および名声など、地理的特性間の関連性や登録要件などを検討し、韓国国内外での権利化、ならびに②従来の韓国国内商標を保有する地域資源について、主要輸出国(輸出予定国)の商標制度に適した権利化戦略の策定を支援する。申請資格は、地域資源の品質、生産方法、またはその他の特性を証明・管理する地方自治体である。

韓国知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「地域資源は地域の固有の特色を反映しており、地域経済の成長と K ブランドの拡大に大きく寄与できる潜在力を秘めている」とし、「今後も地域の地域資源の権利保護のために、政府レベルでの支援策を積極的に拡大していく」と述べた。

なお、詳細な内容や申請方法については、知的財産保護総合ポータル*(IP-NAVI)で確認するか、韓国知識財産保護院の商標・デザイン紛争対応室(02-2183-5898)へ問い合わせればよい。

* 知識財産保護総合ポータル(www.ip-navi.or.kr)

2026년 향토자원 IP보호 지원사업

해외에서 발생하고 있는 '향토자원(국내 지역특산물 등)의 품질·원산지·생산방법 등의 오인 유발 행위'를 예방·대응하기 위한 「2026년 향토자원 IP보호 지원사업」을 아래와 같이 공고합니다.

1차 모집 기간

2026. 7. 1. 수 ~ 7. 21. 화 14:00 마감



신청 자격

향토자원의 품질, 생산방법 또는 그 밖의 특성을 증명하고 관리하는 지방정부

지원 내용

지원 유형 지리적표시 증명표장 또는 증명표장에 대한 기반구축, 권리확장

유형	지원과업	총사업비(최대)	과업기간
기반구축	향토자원과 지리적 특성 간 연관성 분석 및 지리적표시 증명표장·증명표장 등록요건 검토 후 향토자원의 국내 수출 및 해외 수출 전략 수립 지원* *국내 수출 전략 수립 후 해외 수출 전략 수립 지원 가능	55백만원	최대 3개월
권리확장	기존 국내 지리적표시 증명표장·증명표장으로 등록된 향토자원 대상으로 수출(예정) 국가에 적합한 상표 출원 등 전략 수립 지원	12백만원	최대 3개월

* 지원유형별 세부 과업 수행범위에 따라 총 사업비 확정 예정

지리적표시 증명표장이란?

지리적 표시를 증명하는 것을 업으로 하는 자가 타인의 상품에 대하여 그 상품이 정해진 지리적 특성을 충족한다는 것을 증명하는 데 사용하는 표장(상표법 제2조 제1항 제8호)

증명표장이란?

상품의 품질, 원산지, 생산방법 또는 그 밖의 특성을 증명하고 관리하는 것을 업으로 하는 자가 타인의 상품에 대하여 그 상품이 품질, 원산지, 생산방법 또는 그 밖의 특성을 충족한다는 것을 증명하는 데 사용하는 표장(상표법 제2조 제1항 제7호)

지원 범위

구분	정부 지원 비율 (총사업비 중)	기관 부담 비율	
		현금	현물*
지방정부	70%	-	30%

* 현물은 신청기관 소속 인력 참여로 인정 가능

신청 방법

사업관리시스템(<https://www.ip-navi.or.kr/ipdrms>) 접속 후 온라인 신청서 작성 및 구비서류 제출(방문·우편 접수 불가)

지원절차



문의처

상표디자인분쟁대응실 | 02-2183-5898 | kwave@koipa.re.kr

2-7 韓国知識財産処、知的財産に基づく国際的な包摂的成長の解決策を提示

韓国知識財産処 (2026.7.8.)

- キム・ヨンソン処長、世界知的所有権機関 (WIPO) 総会で、未来のイノベーション・エコシステム構築に向けた知的財産の役割を強調 -
- 韓国と世界知的所有権機関 (WIPO) が、国際譲渡制度に関する協力強化に向けた業務協定を締結 -

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は、7月7日(火)午前10時(現地時間)、スイス・ジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO*、World Intellectual Property Organization)本部で開催された第68回WIPO総会に出席し、加盟国の中で最初の代表演説で、知的財産を国家成長戦略の中核軸とし、包摂的なイノベーション成長のために国際社会との協力を拡大していくという大韓民国の意志を明らかにした。

* 国連(UN)傘下の15の専門機関の一つで、知的財産分野全般を統括する国際機関

キム処長は代表演説で、知的財産はもはやイノベーションの成果を保護する手段にとどまらず、産業競争力と国家の未来を左右する戦略的資産として台頭していることを強調し、昨年10月に発足した韓国知識財産処は、審査と登録を中心とした従来の役割を超え、国家の知的財産政策を総合的に統括・調整するとともに、研究開発の成果が権利化、投資、事業化へとつながる全ての過程に対する支援を強化していくと述べた。また、人工知能(AI)と知的財産、デジタル基盤による法執行、知的財産金融、技術事業化、人材育成など、主要な国際的懸案について、世界知的所有権機関(WIPO)と加盟国が共に解決策を模索する中で、韓国の経験を積極的に共有していくことにした。

キム処長は総会出席に先立ち、7月6日(月)午前9時、WIPOのダレン・タン事務局長と会談を行い、韓国とWIPOの実質的な協力拡大策について協議した。双方は、1回の特許権譲渡申請だけで複数の国における権利譲渡手続きを一括して進められるようにする国際譲渡制度(Global Assignment (グローバルアサインメント))に対する産業界の強い要望に対応するため、「国際譲渡制度の協力強化に関する業務協定」を締結し、今後、制度・技術・運営面での妥当性の検討やシステム試行の開発などの後続措置を推進することにした。

また、キム処長は、韓国企業や利用者の国際出願の利便性を向上するため、特許協力条約（PCT）利用者支援の強化の必要性を強調し、韓国の利用者に対する、ニーズに合わせた支援の拡大策について議論した。さらに、AI による大変革の時代における知的財産保護の協力、世界知的所有権機関（WIPO）韓国信託基金を活用した開発途上国の知的財産の専門性強化、韓国と WIPO 間の人材交流への参加活動などの協力課題について議論し、WIPO 内への韓国人高官の進出拡大に対する事務局長の関心と支援も要請した。

キム処長は同日、スイス・ローザンヌのオリンピック博物館で開かれた WIPO 事務局長主宰の閣僚級政策対話にも出席した。今年の政策対話は「ブリッジビルダー（Bridge Builder）：未来社会を牽引する革新と創造性」をテーマに、約 40 カ国の知的財産所管省庁の長官・次官が出席する中で行われた。

この席でキム処長は、「スポーツが先端技術、コンテンツ、ブランド、デザインと結びついて新たな産業的・文化的価値を創出しているように、知的財産もまた、革新と創造性を市場や投資へと結びつけ、国家間の協力へと拡大させる中核的な役割を果たしている」と語った。さらに、「AI や DX により知的財産環境が急速に変化していることから、世界知的所有権機関（WIPO）加盟国が協力・連携し、知的財産を未来社会の包摂的な革新成長を牽引する実質的な架け橋として発展させていくべきだ」と述べた。

2-8 地域経済を活性化させる「地域の知的財産」の成功の秘訣を公開

韓国知識財産処（2026.7.8.）

- 知識財産委員会、IPRX に向けた知的財産に基づく地域経済革新の専門家懇談会を開催 -

地方消滅という深刻な危機を乗り越える魔法の鍵として、「知的財産」が急浮上している。大統領直属の国家知識財産委員会（委員長 イ・グァンヒョン、以下「知財委」）は、7月8日（水）14時、韓国知識財産センター（ソウル市江南区）にて、イ・チュンム知識財産戦略企画団長の主宰により、知的財産に基づく地域経済革新の専門家懇談会を開催し、地域資産を高付加価値の知的財産（IP）へと大転換させる「IPRX（Intellectual Property Regional Transformation）」事業の本格的な始動を宣言する。今回の懇談会は、地域固有の資源を自生的な経済革新エコシステムへと昇華させるための本格的な出発点となる。

今回の専門家懇談会には、国家知識財産委員会、韓国知識財産処、行政安全部、中小ベンチャー企業部などの関係省庁や、韓国発明振興会、韓国創業保育協会、地域知識財産センター、小規模事業者市場振興公団、地域文化振興院などの公共機関、知的財産金融の専門家、弁理士、ローカル企業・地域価値創出者・小規模事業者の代表など、民間専門家の合計 27 名が出席する。

韓国知識財産研究院のチョン・チャンシクセンター長は、特許資料を通して、非首都圏の力強い反発と産業地形の劇的な変化を示す。今年、5 極 3 特の圏域における特許出願総数(2026.5)は 52,345 件で、前年同期比 14.0%増加した。絶対規模では首都圏(39,836 件)が大きかったが、成長率は大慶圏(+27.5%)、東南圏(+21.9%)、湖南圏(+19.8%)など非首都圏が首都圏(+12.8%)を圧倒し、地域経済の新たなエンジンとして台頭した。産業別では、首都圏が半導体などのハードウェアを主導する中、全ての圏域にわたり金融技術・電子商取引関連の「サービス業特許」が爆発的に増加した。東南圏の小売業(+1,480%)、中部圏の専門サービス業(+460%)、首都圏の金融サービス業(+352%)の躍進が代表的である。このような成長は、地域ごとの先導企業や高成長企業が牽引している。首都圏のテラプラットフォーム(+14,300%)を筆頭に、中部圏のエコプロ BM(+360%)、大慶圏のポスコホールディングス(+733%)、東南圏のハンファエアロスペース(+69.0%)、湖南圏のビナテック(+275%)、江原・済州圏のサムスンメディソン(+47.8%)など、各地域を代表する企業が革新を牽引している。

知識財産委員会のイ・ソンウ課長は、①淳昌(スンチャン)のコチュジャン・宝城(ボソン)の緑茶・義城(ウィソン)のニンニクなど、地域コミュニティと大手企業の共生協力モデル、②鎮安(チナン)の紅参・横城(ホンソン)の韓牛など、プレミアム証明・認証モデル、③宝城の緑茶畑・利川(イチョン)のイエスパーク(藝'S PARK)など、第 6 次産業の融合型ツーリズムモデル、④新安・舒川(ソチョン)・海苔の国際食品規格(コーデックス)先行取得モデル、⑤大田(テジョン)・誠心堂(ソンシムダン)×クムドリなど都市型ファンダム・ブランディングモデル、⑥錦山(クムサン)・高麗人参・永東(ヨンドン)・ワインなど研究開発基盤の高度化モデルに至るまで、6 つの類型別の成功事例と限界を分析する。特に、地域ブランドの認知度は高いものの、他の地域・輸入原料への依存により収益が地域に還元されない「名ばかりの特産品」という現象を指摘し、原産地表示の義務化や利益共有制の導入、さらに、地元の知的財産を住民の持続的な収入源とする「知的財産村年金・個人年金」など、地域経済の収益構造を革新する方策を提示する。

韓国発明振興会のカン・ジェグ責任専門委員は、路地裏の商店街や伝統市場に知的財産が導入された際に起こる、まるで魔法のような奇跡を紹介する。1957 年から 3 代にわたり続く仁川の老舗「チョンドンジブ」は、商標やパッケージデザイン、「アンコウのプルコギの調理法特許」など、総合的な知的財産パッケージの支援を受けた後、地元の食堂から、調理セットや冷凍食品を製造・輸出する企業へと生まれ変わった。その結果、支援前の 4.1 億ウォンだった売上高が一気に 28.2 億ウォンへと 7 倍近く急増し、地域の中小事業者の成功モデルとなった。また、水原の「北水原市場」は、水原の玄関口という独自の歴史性を共同ブランドとデザイン権で強力に保護し、これを地域大学(水原女子大学)との産学連携にまで拡大することで、古びた市場に若者たちが集まる人気スポットへと進化した革新的な事例を残した。

最後に、済州大学のイ・ジェホン教授は、約 2 万件の済州地域の商標出願ビッグデータで、済州の生存戦略の進化を分析する。済州の商標は、加工食品(第 29 類)から宿泊・外食(第 43 類)の時代を経て、2023 年以降は流通・広告(第 35 類)が史上初めて 1 位を占め、完全なオンライン流通取引プラットフォームのエコシステムへと体質を改善した。特に、商品性に欠けるとして廃棄されていた済州・シンレリ産の柑橘が、韓国政府の国有特許である「柑橘酒の製造方法」と結びつき、モンドセレクションの金賞と銀賞を総なめにした高級蒸留酒「ミサン 25」と「シンレミョンジュ」として生まれ変わった事例は、地域資源の高付加価値化の白眉として挙げられている。イ教授は、こうした郷土の知的財産を、カカオや済州神話ワールドなど、巨大な取引プラットフォームの専門性を備えた先導企業と連携させ、国際的に拡散させるビジネスモデルを強く提唱する予定だ。

イ・チュンム知識財産戦略企画団長氏は、「地域が持つ固有の資源を高付加価値の知的財産へと転換することは、地方消滅の時代に地域経済を活性化させる新たな解決策だ」とし、「今回の懇談会で議論された現場の声をもとに、地域資源の知的財産大転換(IPRX)に向けた政策案を具体化していく計画だ」と述べた。

2-9 K-知的財産行政、国際社会の注目を集める

韓国知識財産処(2026.7.10.)

- 世界知的所有権機関(WIPO)総会を契機に、4日間にわたり12カ国・2つの国際機関と相次いで二国間会談を開催
- 人工知能・デジタル行政・知的財産金融など、将来の知的財産協力の基盤を拡大
- 9月の韓国・中央アジア首脳会談に向け、知的財産分野での成果をいち早く確保

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月6日(月)～9日(木)までの4日間、スイス・ジュネーブで開催された第68回世界知的所有権機関(WIPO)総会を契機に、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)をはじめ、フランス、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、カンボジア、東ティモール、メキシコ、ペルー、ブラジル、アラブ首長国連邦(UAE)、カタール、チュニジアなど14カ国と相次いで二国間会談を開催し、知的財産分野における協力拡大策について協議した。

まず、欧州連合知的財産庁(EUIPO)とは、人工知能(AI)、データ、知的財産金融などの新たなグローバル課題に共同で対応するため、EUIPOが推進しているIP Allianceに参加することを決定し、これを裏付けるための包括的協力に関する覚書を締結した。

中央アジアのカザフスタン、キルギス、ウズベキスタンとそれぞれ会談を行い、9月にソウルで開催予定の第1回韓国・中央アジア首脳会議を契機に、知的財産分野における包括的協力に関する覚書を締結することで合意した。キム処長は会談の機会に、中央アジア各国に進出した韓国企業の知的財産権保護の強化も要請した。

また、中南米のメキシコ、ペルー、ブラジルとも二国間会談を行った。メキシコは、迅速特許付与に関する協力および知的財産分野における協力の深化に関する覚書を締結することで合意した。特に、「迅速特許付与」は、韓国で登録された特許に基づき、メキシコで実質的な審査なしに登録を行う制度であり、これにより韓国企業がメキシコで特許権を迅速に確保できるようになる。ペルーは、知的財産分野における包括的協力に関する覚書を締結し、オンライン上の模倣品対策など、知的財産保護の協力を強化することにした。また、ブラジルは、特許審査、商標データの

交換、知的財産金融などを含む二国間協力課題を履行するための実施協定を締結することにした。

続いて、中東の UAE、カタールとそれぞれ二国間会談を行った。まず、アラブ首長国連邦は、昨年 11 月の首脳会談の際に締結した協力覚書の実質的な履行に向けた「韓国・アラブ首長国連邦(UAE)知的財産協力アクションプラン(2026～2028)」に署名し、2014 年から続いている特許審査官の派遣を継続することで合意した。また、カタールは、現在進行中の国家知的財産戦略の策定に向けた協力の現状を点検し、年内の実行課題の推進に向けた覚書を締結することで合意した。

さらに、ASEAN 加盟国との二国間会談も行われた。まず、カンボジアは「韓国・カンボジア知的財産分野ワークプラン 2025-2027」の履行に向け、商標資料および悪意のある商標出願情報の交換、知的財産の保護および法執行における協力を強化することにした。また、東ティモールは、韓国が支援している東ティモール知的財産庁の新設推進状況と今後の協力策について議論し、包括的協力に関する覚書の締結に合意した。

最後に、アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)とは、人工知能(AI)の活用、女性・青少年の知的財産能力強化、中小企業の知的財産事業化などの協力内容を含む包括的協力に関する覚書を締結し、今年 12 月に開催予定の ARIPO 創立 50 周年記念イベントへの出席方針について意見交換を交わした。

今回の二国間会談は、世界初の事例である韓国知識財産処の発足(2025 年 10 月 1 日)を契機に高まった国際社会の関心を確認し、韓国の知的財産政策と行政経験を国際社会と共有できる基盤を拡大したという点で大きな意義がある。特に、多くの国が韓国知識財産処への昇格モデルを、韓国政府内の知的財産政策における機能強化の先導事例として評価し、制度運営の経験や政策のノウハウに高い関心を示したことは、韓国の知的財産政策のグローバルな地位を示す成果として評価される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「世界知的所有権機関(WIPO)総会の機会に会った各国代表に対し、知的財産を国家経済成長の中核的な原動力としようとする韓国知識財産処の発足背景を説明した」とし、「AI による大変革時代の知的財産制度、知的財産に基づく金融・事業

化および保護・法執行の強化など、グローバルな懸案を主導し、韓国の経験を国際社会と積極的に共有していく」と述べた。

2-10 K-イノベーション企業、知的財産で世界を魅了する

韓国知識財産処(2026.7.13.)

- WIPO グローバル・アワードの最終受賞企業 10 社のうち、韓国企業が 2 社受賞
- 2024 年、2025 年に続き 3 年連続の快挙

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7 月 10 日(金)12 時(現地時間)、スイス・ジュネーブに位置する世界知的所有権機関(WIPO)*本部で開催された「2026 WIPO グロー

バル・アワード」授賞式において、韓国のスタートアップ企業「ダビダ(DABIDA、イ・ウンスン代表)」と中小企業「ICTK(イ・ジョンウォン代表)」が本賞受賞企業に選定されたと発表した。

* 国連(UN)傘下の 15 の専門機関の一つで、知的財産分野全般を統括する国際機関

グローバル・アワードは、WIPO が 2022 年から、知的財産(IP)を活用した創造的・革新的なビジネスモデルを通じて経済的・社会的価値を創出したスタートアップ企業や中小企業に授与している賞である。今年は世界 126 カ国、約 1,300 社が応募する中、7 カ国*の 10 社が最終選定され、韓国からはダビダが創造産業分野の新興企業部門で、ICTK が情報通信技術(ICT)分野の中小企業部門で、それぞれ受賞の栄誉に輝いた。

* 韓国、米国、日本、中国、ブラジル、アルゼンチン、チリ

特に今回の受賞は、2024 年のエイトテック、2025 年のコードグリムに続き、韓国企業が 3 年連続で WIPO グローバル・アワードを受賞した意義深い成果である。また、今年は韓国企業 2 社が同時に選定されたことで、韓国のスタートアップ企業や中小企業の知的財産に基づく事業化の専門性と世界的な成長の可能性が国際的に認められたという点で、大きな意味を持つ。

受賞企業には、スイスのジュネーブで開催される WIPO グローバル・アワードの授賞式への招待、知的財産の事業化に向けたオーダーメイド型のコンサルティング、WIPO をベースとした国際的な広報、投資家・提携企業とのネットワーク構築の機会などが提供される。

ダビダ (DABIDA) は 2019 年に設立された人工知能 (AI) を基盤とする教育 IT およびフィンテック企業であり、独自開発した AI 手書き認識技術を活用して、生徒の手書きによる解答過程をリアルタイムで分析し、個別化された学習評価のフィードバックを提供している。主力サービスである「ジニティーチャー」は、解答過程の分析、レベルごとのヒント、学習レポートを通じて自主学習を支援しており、「ジニトピック」、「ジニ論述」、「ジニ数学」などへとサービスを拡大し、海外市場への進出も推進している。

ICTK は 2017 年に設立された半導体ベースの量子セキュリティ企業であり、半導体製造プロセスの物理的特性を活用して、チップごとに複製不可能なセキュリティキーを生成する物理複製困難関数 (PUF*) 技術を保有している。この PUF 技術を耐量子暗号 (PQC) と組み合わせたセキュリティチップ・ソリューションで、デバイス認証、偽造・改ざん防止、セキュリティキーの保護、サプライチェーンセキュリティなど、様々なハードウェアセキュリティ分野へと事業を拡大している。

* PUF: Physical Unclonable Function

ダビダ (DABIDA) のイ・ウンスン代表は、「ジニティーチャーは、単に正解を素早く提示する AI ではなく、生徒が自ら考え、自分のペースに合わせて学習できるよう支援する、一人ひとりに寄り添う AI 学習コーチだ」とし、「今回の受賞を契機に、すべての科目、すべての言語、すべての学習レベルに対応する国際的な教育プラットフォームとして成長していく」と述べた。

ICTK のイ・ジョンウォン代表は、「ICTK は、物理複製困難関数 (PUF) に基づく半導体の基盤技術を土台に、デジタル社会の信頼を実現するために技術と知的財産を蓄積してきた」とし、「今回の受賞を契機に、海外セキュリティ市場への進出を加速させ、独自の知的財産競争力を基に、国際的なセキュリティのリーディングカンパニーへと飛躍していく」と述べた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「今回の受賞は、韓国企業が知的財産を単なる権利確保の手段にとどまらず、技術保護、事業化、海外進出の中核的な戦略資産として活用した結果であるという点で大きな意味がある」とし、「知識財産処は今後も、韓国の新興企業や中小企業が強力な知的財産 (IP) ポートフォリオを基に世界市場で成長できるよう、迅速な海外権利の確保、知的財産の事業化、知的財産の保護および紛争対応の専門性強化を積極的に支援していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 中国、商標法を全面改正…悪意のある商標の先取りに対する規制を強化

韓国知識財産処(2026.7.1.)

- 2027 年 1 月 1 日施行…使用目的のない出願を阻止、悪意のある出願に対し過料の賦課など
-
- 韓国知識財産処、中国に進出する韓国企業に対し、商標使用の証拠管理などを呼びかけ -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、中国の「商標法」全面改正案が全国人民代表大会を通過し、2027 年 1 月 1 日から施行されると発表した。

これまで中国は、悪意のある商標の登録防止、消費者保護の拡大、商標代理機関の管理・監督体制の整備などを主な内容とする商標法改正案を策定し、約 3 年間の検討と意見聴取の手続きを経て、今回可決に至った。

まず、他人の商標を無断先取りするための商標登録がより困難になる。他人の商標であることを知りながら模倣や先取りする出願などに対し、警告とともに最大 10 万人民元(約 2,200 万ウォン)以下の過料を科すことができるよう規定した(第 54 条)。また、使用する意思がなく、正常な経営需要を著しく超えて大量に出願する行為を、登録拒絶事由として法律に明記した(第 19 条)。これにより、韓国企業が中国で自社の商標に対し、悪意を持って先取りされた場合、こうした規定を根拠に異議申立て・無効審判などで、より効果的に対応できるものと考えられる。

消費者保護も拡大された。商品の性能や原産地などを誇張したり偽ったりして、消費者に誤解を与えるような方法で商標を使用した場合、違法とみなし、是正命令とともに、違反によって得た利益の最大 5 倍(利益の算定が困難な場合は、最大 25 万人民元、約 5,500 万ウォン)以下の過料が賦課され、違反の程度が深刻な場合は登録を取り消すことも可能となった(第 56 条)。これに

伴い、韓国企業は中国国内での広告・表示において、誇張や誤解を招きかねない表現に留意する必要がある。

商標代理業の管理・監督体制も整備された。商標代理機関の届出義務を明確化し、監督機関の管理権限を強化することで、悪意のある出願への加担や代理市場における不公正な行為を阻止するようにした(第 65 条・第 67 条)。これは、韓国企業が中国の商標代理機関を利用する際、不適切・悪意のある代理による被害リスクを低減し、より信頼できる環境下で出願・管理を進める上で役立つだろう。

一方、今回の改正案に盛り込まれた悪意のある商標先占規制は、今年 1 月の韓中首脳会合を契機に開かれた両国の知的財産担当長官会議で、両国が共同対応で認識を一致させた事案とも同じ方向性にある。当時、知識財産処のキム・ヨンソン処長は、中国国家知識財産局の申長雨(シェン・チャンユー)局長と会合し、他者が使用している商標を先取りして不当な利益を得ようとする出願に対して、共に取り組んでいくことで合意していた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の中国の商標法改正は、両国の企業にとってより予測可能で公正な商標環境を整える契機になると考え、これを歓迎する」とし、「制度が『使用・実用中心』へと転換されただけに、韓国企業も普段から中国国内での商標使用の証拠(売上・広告・流通資料など)を体系的に管理する必要がある」と呼びかけた。さらに、「韓国知識財産処は改正内容を綿密に分析し、韓国企業が中国市場で商標権を安定的に確保・維持できるよう、海外知的財産センター(IP センター)などを活用して積極的に取り組む」と述べた。

4-2 AI を活用したクリエイティブデザインのガイダンスを刊行…企業・デザイナーによる実務での活用に期待

韓国知識財産処(2026.7.9.)

- 韓国知識財産処、「人工知能(AI)を活用して創作した意匠の出願ガイド」を配布
- 人工知能(AI)を活用した意匠の登録可能性に関する基本原則と段階ごとの留意事項を提示

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、7月9日(木)、人工知能(AI)を活用して創作された意匠を出願しようとする出願人が参考にできるよう、「人工知能(AI)を活用して創作された意匠に関する出願ガイド」を配布すると発表した。

今回のガイドブックは、主要国の動向や意匠実務の現場における意見などを総合し、AIを活用して創作された意匠の登録可否、および意匠の創作・出願・審査の各段階で出願人が留意すべき事項を案内することに重点を置いて作成された。主な内容は以下の通りである。

〈(1) AIを活用したデザインであっても、登録要件を満たせば登録可能〉

AIを活用して創作されたデザインであっても、新規性、創作の非容易性*、工業上の利用可能性など、意匠保護法上の登録要件を満たせば登録が可能である。ただし、意匠の説明欄にAIによる創作の事実を記載した場合などには、創作者として記載された者の実質的な寄与**が必要となる。

* 既知のデザインまたは周知の形態に基づいて容易に創作できるデザインは登録が制限される

** 人がデザインの全体的な審美性に影響を与える要部または支配的な特徴を構想し、AIをツールとして活用してこれを具体化した場合

例えば、デザインの形状・比率・構成・色彩など、支配的な審美感に影響を与える具体的な指示語を入力しながら結果物を改善した場合は、人の実質的な寄与が認められる一方、「椅子のデザインを作って」のように包括的かつ単純な指示語のみを入力し、AIが生成した結果物を特に修正・再構成・編集・補完することなくそのまま出願した場合は、人の実質的な寄与が認められにくい。

〈(2) 意匠創作段階における入力情報のセキュリティ管理、創作過程の記録・保管、先行意匠の確認が必要〉

AI活用の過程で入力した意匠の草案や製品画像などが、AIサービスの学習情報として活用され、外部に公開された場合、意匠の新規性が失われる可能性があるため、セキュリティ管理に留意しなければならない。

また、創作者の適格性や人間による実質的な寄与を立証しなければならない場合に備え、創作の意図、使用した AI モデル、プロンプトのログ記録*、選択・修正・再構成の過程など、創作過程に関する資料を記録・保管することが望ましい。

* 自身が AI に入力した質問・指示文と、それに対する処理記録を保存した履歴

また、AI は既に公開されている、あるいは出願・登録された意匠と同一または類似した成果物を生成する可能性があるため、出願前に先行意匠検索を行い、同一・類似の意匠が存在するかどうかなを確認する必要がある。

〈(3) 出願段階では、創作者・出願人の記載方法と、出願に適した図面であるかどうかに留意〉

出願書の[創作者]欄には自然人のみを、[出願人]欄には自然人または法人を記載し、AI モデルの名称を記載してはならない。ただし、人間による実質的な寄与がないにもかかわらず、創作者として人間を記載して意匠登録を受け、今後その事実が明らかになった場合、当該意匠権は無効となる。

一方、AI が生成した画像には、遠近感、照明、背景要素などが含まれていたことや、図面間で形状・比例の一貫性がない場合があるため、そのまま提出するのではなく、線・面・比例・構成などを出願に適した図面に修正・変更することが必要である。

〈(4) 審査段階では、人の実質的な寄与、図面の一貫性、新規性などを総合的に考慮して判断〉

審査過程において、出願デザインの創作に人の実質的な寄与があったかどうか疑わしい場合、審査官から創作過程の記録、創作者確認書など、これを立証できる資料の提出を求められることがある。出願人が人の実質的な寄与を立証できない場合、当該デザイン出願は登録が拒絶される可能性がある。

また、出願デザインにおいて図面間で全体的な形状や比例に一貫性がない場合は、「工業上の利用可能性」の要件を満たしていないと判断される可能性があり、人工知能を活用して創作され

たデザイン草案などが外部に公表された場合、当該出願デザインは新規性の喪失により拒絶される可能性がある。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「今回のガイドラインは、AI を活用してデザインを創作する傾向が広がる状況において、AI を活用したデザインの円滑な出願および権利化を支援するために作成された」とし、「今後も主要国の動向や AI 技術の発展などを継続的に点検し、環境の変化に合致した時宜を得たデザイン政策を策定していく」と述べた。

一方、「AI を活用して創作されたデザインに関する出願ガイド」は、韓国知識財産処のウェブサイト*で誰でも確認することができる。

その他一般

5-1 [報道説明資料] 韓国知識財産処は、AI モデルの蒸留に関するガイドラインを作成するために、不正競争防止法の改正手続きに着手したことはありません

韓国知識財産処(2026.7.6.)

[報道内容]

2026 年 7 月 6 日(月)、韓国経済の「『AI モデルの蒸留』規制が本格化…韓国の技術競争力が弱まるか」との報道は、韓国知識財産処が他の高性能 AI モデルの構造を複製する行為である「蒸留」を規制するため、不正競争防止法の改正手続きに着手したものの、当該立法が韓国の AI 技術における発展の原動力を弱める恐れがあるとの懸念を提起する内容でした。

[韓国知識財産処の立場]

同報道に関し、韓国知識財産処は「AI モデルの蒸留」に関するガイドラインを作成するために、不正競争防止法の改正手続きに着手した事実はありません。

ただし、韓国知識財産処は、AI 時代にふさわしい知的財産保護制度の改善策を策定するため、4 月から「不正競争防止法制度改善委員会」を運営し、多くの専門家と共に議論を進めており、関連省庁や業界の意見も積極的に聴取しています。

今後も韓国知識財産処は、韓国の AI 産業の発展のため、正当な技術開発を積極的に保護し、不正な成果の奪取に対しては合理的に予防できるよう、AI 産業界とより緊密に連携してまいります。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム